

補助金等の整理等に関する特別委員会議録第八号

昭和三十年六月二十日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 伊東 岩男君
理事 徳二君 理恵坊 秀男君
理事 川野 芳満君 理事 滝井 義高君
理事 川島 金次君
川崎末五郎君 續 彌三君
高村 坂猪君 椎名 隆君
中馬 辰猪君 八田 貞義君
三銅 義三君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵事務官 正示啓次郎君
(主計局長)

六月十五日

委員 臼井莊一君、山村新治郎君、大橋武夫君、松野頼三君及び中村高一君
君 辭任につき、その補欠として續彌三君、高見三郎君、淺香忠雄君、川野芳満君及び川島金次君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十日

理事 高見三郎君、大橋武夫君、松野頼三君及び川島金次君委員 辭任につき、その補欠として高見三郎君、淺香忠雄君、川野芳満君及び川島金次君が理事に当選した。

本日の會議に付した案件

理事の互選
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

○伊東委員長 これより會議を開きます。

この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員異動に伴いまして現在理事四名が欠員となっておりますので、その補欠を選任いたさなければなりません。これについては先例により委員長において指名することにより御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊東委員長 御異議なければ委員長より指名いたします。

高見 三郎君 川野 芳満君
淺香 忠雄君 川島 金次君
以上四名の諸君を理事に指名いたします。

○伊東委員長 それではこれより補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)及び補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)を議題といたします。内閣提出第五〇号につきましては、すでに本委員会において議題となつたものであります。さきに本委員会提出法律案の成立に伴いまして、内閣より、本案修正の件につき国会法第五十九条の規定により本院の承認を求めて参り、去る六月十四日の本會議において全会一致でこれを承諾することに決したものであります。また内閣提出第九一号につきましては、去る十七日内閣から修正申し入れが参つております。これより両案について修正に関する理由の説明及び提案理由の説明を求めるところでございます。大蔵政務次官藤枝泉介君。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正

本則中「五月三十一日」を「六月三十日」に「加える。」を「加え、並びに昭和三十年四月一日から同年六月三十日までの期間における事務又は事業に対する補助金及び負担金を削る。」に修正する。

附則第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に修正する。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十二条」に、「第十一条」を「第十三条」に、「第十二条」を「第十四条」に、「第十三条」を「第十五条」に改め、「第四章 通商産業省関係(第十五条・第十六条)」を削り、「第五章 運輸省関係(第十七条・第十八条)」を「第四章 運輸省関係(第十六条・第十七条)」に、「第六章 建設省関係(第二十一条)」を「第五章 建設省関係(第十八条)」に改める。

第四章を削り、第三章中第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第二章中第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、同章に第七条として次の一条を加える。

(国立公園法に基く補助の特例)
第七条 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第五条第三項(国庫補助)の規定は、適用しない。ただし、

し、災害復旧のため国が国立公園について必要な補助を行うことを妨げるものではない。
第五章中、第十七条及び第十八条を削り、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、同章を第四章とし、第六章中、第二十一条を第十八条とし、同章を第五章とする。
附則第十項中「第十七条の規定を除くの外」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の補助金等の臨時特例等に関する法律第七條の規定は、この法律の施行前に補助すべきこととなつた場合における補助金については、適用しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の補助金等の臨時特例等に関する法律第七條の規定は、この法律の施行前に補助すべきこととなつた場合における補助金については、適用しない。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました内閣提出第五〇号の補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正につきまして、その理由を御説明申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案の原案は、昭和三十年五月三十一日限り効力を失ふこととなつておりました補助金等の臨時特例等に関する法律につきまして、その有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため提出いたしましたのであります。その後本年五月三十一日法律第十三号(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律)が公布施行せられ、右特例法の有効期限が本年六月三十日まで一時延長の措置が講ぜられましたので、これに伴

いまして、本補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案中修正を提出した次第であります。

次に、ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十九年度におきまして、国の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要があるを認め、昭和二十九年年度予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回国会に補助金等の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審議の上、これが成立を見たのであります。が、本年度におきましては、昨年度と同様の目的から補助金等の整理を行うこととしたのであります。このうち法的措置を講ずる必要があるものとして、昨年年度成立いたしました補助金等の臨時特例等に関する法律の対象となつた補助金等があり、これらについては、さきに、右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するのための改正法案を提出し、御審議を願つておりましたのであります。その他として、国立公園法に基く補助金を設けることを妥当と考え、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。
○伊東委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明後二十二日水曜日午前十時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十一分散会

昭和三十年六月二十二日印刷

昭和三十年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局